

第3章 いじめの未然防止

- 1 学校の体制
- 2 教職員としての意識
- 3 学級づくり，集団づくり
- 4 「わかる授業」を通して
- 5 道徳，学級活動を通して
- 6 学校生活，学校行事，
児童・生徒会活動，部活動のなかで
- 7 家庭，地域，関係機関との
連携による未然防止

第3章 いじめの未然防止

1 学校の体制

「いじめ防止対策推進法」における「いじめの防止等」には、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対応」の3つの意味が含まれています。小さな予兆も見逃さずに、対処するという「早期発見」，「早期対応」の姿勢はもちろん大切ですが、「いじめの行為の多くは目に見えにくい。」，「被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わる。」などの特徴から、起きてからの対応だけでは不十分で、対応に限界があることも事実です。いじめに向かわせない「いじめの未然防止」について、各学校が積極的に取り組むよう強く求められています。

学校には「いじめの防止等の対策のための組織」を設けることが定められています。これまでの生徒指導の様々な場面で、教師個々の力量に任せられてきた現状が多くありました。しかし、そのような取組では、対応できる事案に限りがあつたり、効果的でなかったりという限界がありました。その限界を克服するために、また、必要に応じて外部の専門家との連携を図るためにも、組織として取り組むことが求められます。当然、未然防止の取組についても、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」が中心となって、計画の立案、実践、進捗状況の確認、検証といったサイクルで学校全体で取り組んでいくことが必要となってきます。

未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」です。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることです。言い換えればいじめ防止のために特別なことをするのではなく、日々の授業や行事の内容を改善することで、いじめが生まれにくい風土を作っていくことが重要です。

(1) 学校の姿勢

「いじめは絶対に許されない行為である。」という前提のもと、学校全体でいじめ問題に真剣に取り組むという強い意志を示すことが大切です。いじめは学校の教育活動全体が問われる問題であることを、全教職員が認識することが必要です。

ア 相談しやすい環境整備と雰囲気づくり

いじめが発見されたきっかけを調査した結果(図1)を見ると、児童生徒(本人を除く)からの情報でいじめが判明する割合は決して高くありません。もしかすると周囲が「見て見ぬふり」の状態かもしれません。学校全体で「いじめはいけない」という意識を共有し、相談のための体制や相談しやすい雰囲気を作り上げ、更に、相談された事案については真摯に向き合うという姿勢を示すことが必要です。

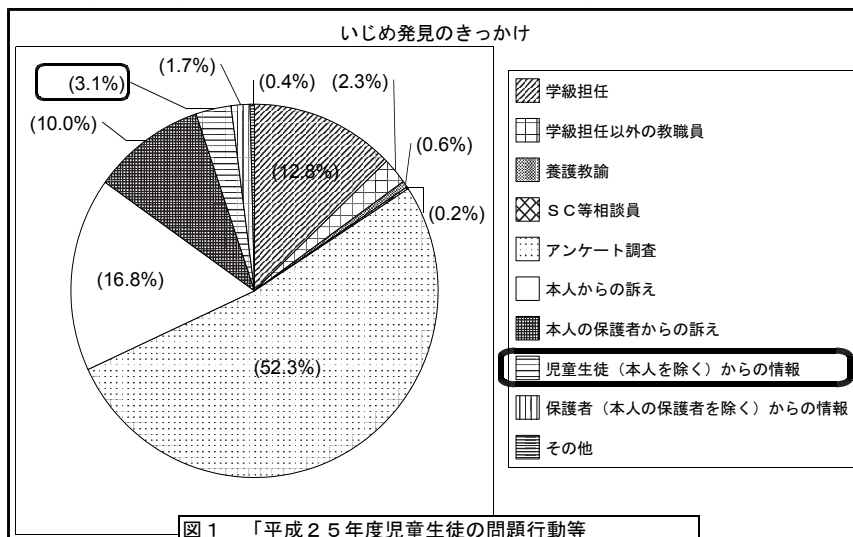


図1 「平成25年度児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より

多くの学校で実施しているアンケート調査は、事実関係の把握という早期発見の手立てであると同時に、学校から「学校はいじめ問題にきちんと取り組みます。」というメッセージを児童生徒に発信するという、未然防止の効果も期待できます。アンケートの目的はいろいろ考えられますが、学校の実態を把握するための調査として実施する場合は、「無記名式のアンケート」が良いとされています。アンケートについては、p 40を参照してください。

イ 教職員間の連携と情報共有

担任の目だけではなく、複数の教職員の目で児童生徒を見守ることで、いじめに発展しそうなケースを早く見つけることができます。具体的には以下のように体制を整え、一部の教職員に頼った生徒指導ではなく、組織的な生徒指導体制を構築していくことが大切になります。

- ・指導方針の共通理解と共通実践
- ・教科担任，部活動顧問等との連携
- ・養護教諭，教育相談担当，スクールカウンセラーとの連携
- ・定期的な情報共有の場の設定

また、気軽にものが言い合える職場の雰囲気づくりも大切です。若い先生が、生徒指導に熱心に取り組むベテランの先生の学級の児童の様子に違和感を感じたけれども、遠慮してそれを言い出せずにいたために、いじめに発展したケースも見られます。

(2) 未然防止の様々な取組は計画的に行う

「いじめを許さない」ことを児童生徒に教え込むのではなく、児童生徒自身がそう考えられるようになることが大切です。様々な活動や取組が考えられますが、全体計画・年間計画を立てて、一つ一つが単発のイベントで終わらないよう、計画的に学校全体で推進することが大切です。

ア 児童生徒の主体的な活動の促進

児童会・生徒会活動や学校行事を通して、リーダーを中心に各児童生徒が活躍できる機会を意図的に設け、児童生徒の自己有用感を高めていきましょう。千葉県が推進している「いのちを大切に作るキャンペーン」実践事例集にも様々な事例が紹介されています（*1）。

イ 道徳教育の充実

道徳の時間の充実を図り、学校教育全体で道徳教育を推進しましょう。道徳の授業では、千葉県教育委員会が作成した道徳の映像教材も活用できます。特に、「ひびけ、心のリコーダー」「いつのまに・・・」（図2）は、いじめ問題を取り上げた内容になっています。児童生徒向けの映像だけでなく、大人向けに視点を変えて編集した映像も収録されており、授業のみではなく、保護者会等での活用も可能な内容になっています。



図2 道徳の映像教材

ウ 豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上

千葉県教育委員会で作成した「豊かな人間関係づくり実践プログラム」（*2）の活用を図ってください（小・中学校）。9年間を通して計画的に実施することで、いじめ予防や互いに思いやることのできる集団づくりに有効です（図3）。小学校版は平成24年度、中学校版は平成23年度にプログラム内容が改訂されています。

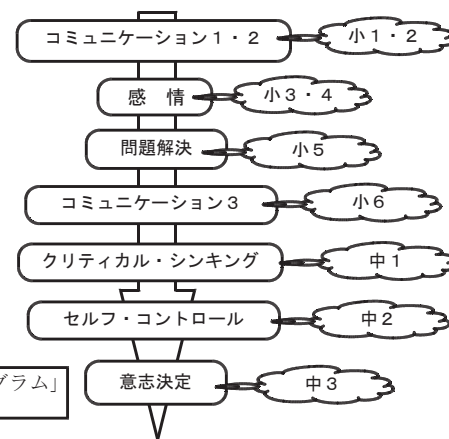


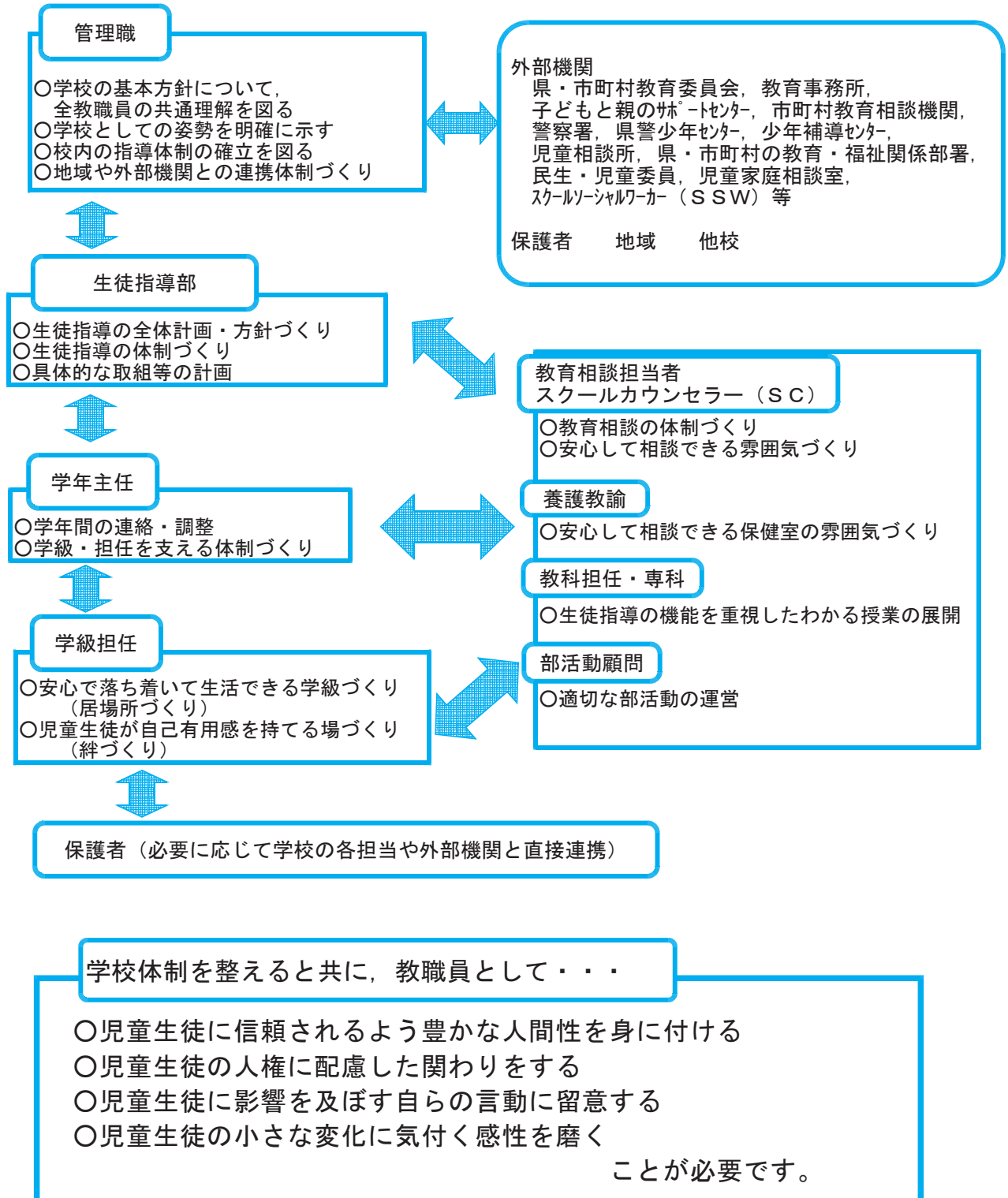
図3 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」カリキュラム体系

(*1) <http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/doutoku/campaign.html>

(*2) <http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/shou-chuu/omoiyariplan/index.html>

(3) 未然防止の校内体制の一例

下の図は、校内体制の中での、各分掌の未然防止の役割の一例を示したものです。それぞれの分掌が役割を果たすと同時に相互に連携し、情報を共有して共通実践することが重要です。図には示されていませんが、道徳担当、特別活動担当、生徒会担当はじめ、教職員全体が有機的に関わっていく必要があります。その中心となるのが「学校のいじめ防止等の対策のための組織」となります。



2 教職員としての意識

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることから、未然防止対策がとりわけ重要であることを、教職員は十分に自覚しなければなりません。「自分の学級にいじめはない」「あの子に限って」などと思いつまみず、どの学級や学校にもいじめは発生し得るという危機感を持ち、児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めることが大切です。

また、いじめを未然に防止するためには、日頃からすべての教職員が個に応じたわかりやすい授業を行うことや、深い児童生徒理解に立ち、児童生徒理解の充実を図ることで、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるようにしていくことも求められます。

さらに、いじめは加害者と被害者の関係だけで起こるのではなく、教職員の言動や学級の雰囲気の影響も大きいので、いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりを心掛けるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成することも必要です。

このように、「いじめを生まない環境」を作ることが何よりの未然防止対策であり、その認識に立った上で、教職員一人一人が日頃の指導の仕方や児童生徒との関わり方について謙虚に振り返り、教職員自身が豊かな感性と高い人権感覚を養うことが大切です。

(1) 教職員の意識を高めるためのポイント

感性を磨くための受け止め	1	児童生徒の表情や言動を観察しながら、温かい言葉がけを行うようにしていますか。
	2	一方的に叱責せず、まず児童生徒から理由などをよく聞き、その背景を考えて指導に当たっていますか。
	3	休み時間や清掃時間なども、できるだけ児童生徒と一緒にいるように努力していますか。
	4	個人・班ノートの活用や、友人関係をさりげなく聞くなど、児童生徒の情報収集に努めていますか。
	5	他の先生（養護・教科担任・専科・部活動顧問など）からも児童生徒の情報を得るようにしていますか。
	6	学級通信の発行や家庭訪問、定期的な保護者会の開催など家庭からの情報収集に努めていますか。
見た目の存在に感ずる人	1	呼び捨てや児童生徒によって言動を変えることをせず、授業規律の維持を心がけていますか。
	2	児童生徒の発言に対して、積極的な受容、うなずきを大切にしていますか。
	3	教師と児童生徒、児童生徒同士の関わりが深まるように発問や座席の配置を工夫していますか。
	4	児童生徒一人一人が活躍できる場や活動を設定していますか。
一人ひとりの気持ちを配るため児童生徒一	1	教師の心ない言動がいじめを助長する可能性があることを自覚し、自分自身の言動を振り返っていますか。
	2	どの児童生徒に対しても機会をとらえて褒めたり、認めたり、励ましたりしていますか。
	3	どの児童生徒にもさりげない言葉がけを続け、一人一人の児童生徒と一日一回以上言葉を交わすように心がけていますか。
	4	欠席の時は、必ず保護者と連絡を取り合っていますか。
	5	「して良いこと」と「悪いこと」の明確な基準を、教師から児童生徒に伝えていますか。
	6	学級での約束事を児童生徒に考えさせるなど、自主的・自発的な態度を養っていますか。
	7	いじめ問題の知識、問題行動に関する指導法など、常に指導技術の向上に心がけていますか。

(2) 気を付けたい教職員の言葉掛け

いじめ根絶に向けて大切なことは、環境を整えることです。いじめが起きにくい学校・学級づくりが必要不可欠です。

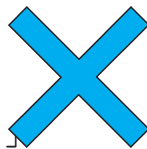
悪口であったり、罵声が飛び交ったりする学級では、児童生徒の心も歪んでしまいます。また、集団のルールがしっかりと確立されていなかったり、善悪がしっかりと判断されていなかったりする環境では、児童生徒のストレスも少なくありません。このような環境では、いじめも起こりやすくなってしまいます。

教職員が否定的で自尊心を傷つけるような言葉を発し、そういう環境で頻繁に聞いている児童生徒はどうなるのでしょうか。次のような言葉を、つい使っていないですか。振り返ってみてください。

こんな言葉、使っていないですか？

いじめを助長させる教職員の言葉

- 「そんなこともできないのか。」
- 「またお前か。」
- 「いつもそうじゃないか。」
- 「周りの子はみんなやっているよ。」
- 「何回も同じことをいわせるな。」
- 「まだやっているのか。」
- 「やることが遅いんだよ。」
- 「いつまでやっているんだ」
- 「そんなこともわからないのか。」
- 「みんなに迷惑かけているのがわからないのか。」
- 「暗い顔しているんじゃない。」
- 「いつまでもうじうじしているんじゃない。」
- 「常識もわからないのか。」
- 「きたないな。」
- 「だらしないな。」
- 「早くしなさい。」
- 「言葉が通じないのか。」
- 「聞こえないのか。」
- 「目あけてるのか。」



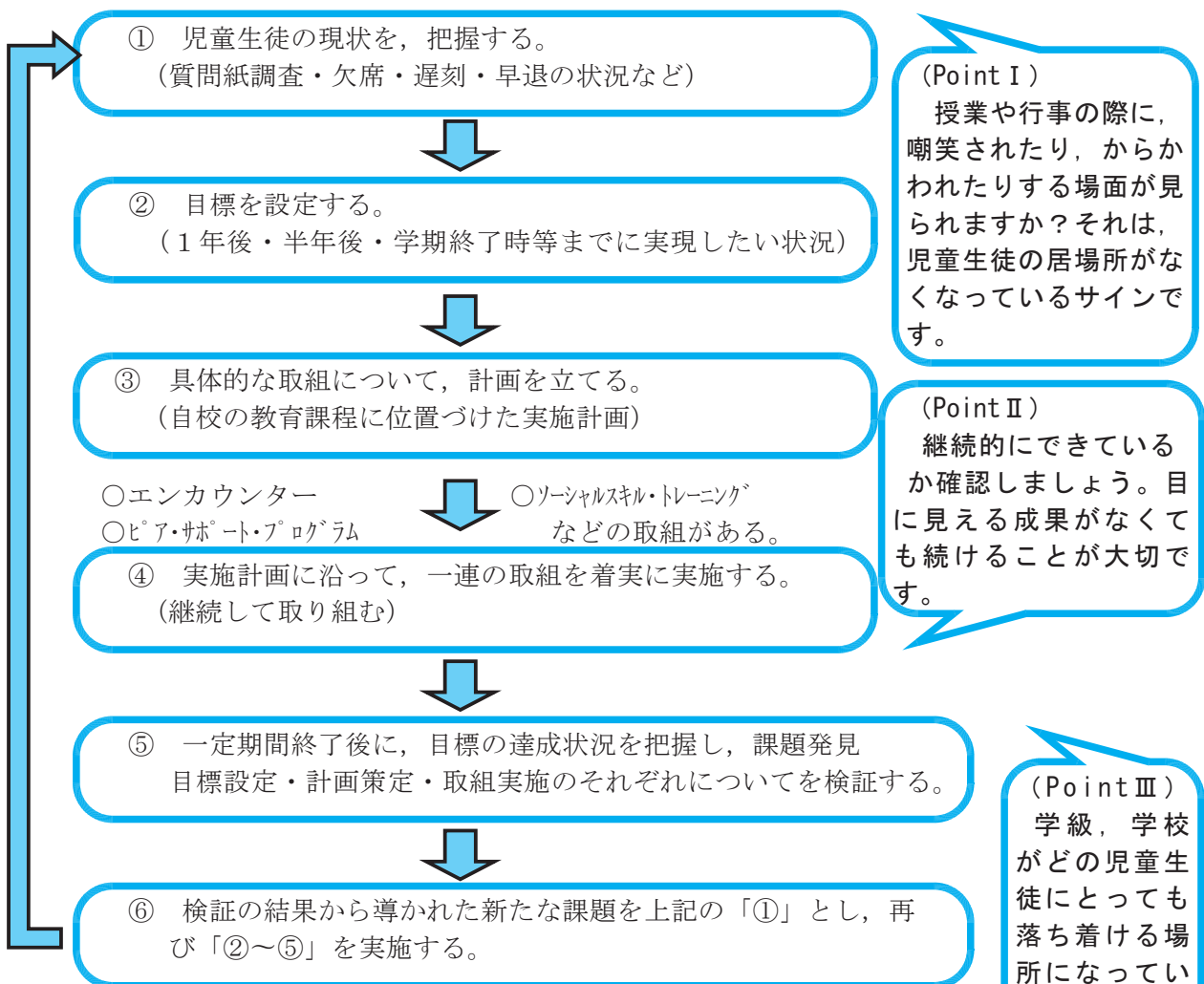
教職員が児童生徒一人一人の人格を気遣っていくことが、いじめを抑止するために重要です。教職員が温かな気持ちで言葉掛けをすることは、個人のみならず集団に対してもとても大きな影響があります。温かい言葉による環境づくりが必要です。そして、教職員が毅然とした態度で取り組んでいくことが大切なのです。

3 学級づくり，集団づくり

(1) 居場所づくりでいじめを減らす

多くの児童生徒がいじめ加害に巻き込まれている事実立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす「居場所づくり」の発想による取り組みがいじめの発生を未然に防止します。

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。すなわち、教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進める必要があります。学級や学校の授業や行事の中で、どの児童生徒にも落ち着ける場所にしていくことが大切です。具体的には、居場所づくりの取り組みは、まだいじめが表面にあらわれる前の取り組みなので、表面にあらわれていない児童生徒の課題を発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための計画的な取り組みを行う必要があります。たとえば、次の①～⑥のような一連の手順で進めていくことが考えられます。



未然防止とは、「起きていたはずの事象が、発生しなかった。」ということです。事象が起きていないので、教職員は危機感を感じ取ることが難しく、継続する意欲も低下しがちです。しかし、継続することで学級の雰囲気協力的になります。児童生徒の表情が明るくなり、前向きな発言が増えるなど、徐々にではありますが成果が出てきます。簡単ではありませんが、とても大切な取組です。

(2) 絆づくりでいじめを減らす

多くの児童生徒がいじめ加害を行った体験があるという事実立ち、児童生徒一人一人が「いじめなんて、くだらないよね。」と言えるように育つことを促す、「絆づくり」の発想の取組がいじめの発生を未然に防止します。

「絆づくり」とは、主体的に取り組む協同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」いわば黒子の役割といえます。

「絆」とは、児童生徒が主体的に活動することを通して、自らが感じ取っていく心の繋がりです。そのために教職員は、全ての児童生徒が「自己有用感」を持つことのできる場面や機会を設定しなくてはなりません。絆づくりの取組では、児童生徒の一人一人が役割や責任を持ち、互いに必要とされる活動を展開することが大切になります。この際、同年齢の集団では、「自己有用感」を感じることの難しい児童生徒も存在することから、異年齢集団の活動を通して、「自己有用感」を育むことも視野に入れなくてはなりません。

児童生徒が絆をつくる！ 教職員が居場所をつくる！

いじめの 未然防止

<居場所づくりのための教職員の行動>

- ・児童生徒の良さを認める。
- ・児童生徒の人間関係を把握する。
- ・児童生徒との信頼関係づくりに努める。
- ・規範意識を育てようとする。
- ・児童生徒に活躍の場を与える。
- ・わかる授業づくりに努める。
- ・他の教職員との協力を惜しまない。

<絆ができている児童生徒>

- ・安心感がある。
- ・励みや手応えを感じられる。
- ・助け合い協力し合う場面がある。
- ・活躍の場がある。
- ・積極的に授業に取り組む。
- ・教職員との信頼関係がある。
- ・学級のルールが確立されている。



<望ましい学級のすがた>

- ・児童生徒が安心して生活することができる。
- ・集団に必要なルールやマナーを共有している。
- ・役割分担がある。
- ・本音や感情の交流がある。



これらの要素がある学級では、「児童生徒同士が安心して生活することができる。」「集団に必要なルールやマナーを共有している。」「本音や感情の交流がある。」という良さが生まれ、いじめが発生しにくくなります。学級において「教職員の指示が通らない。」「グループ間対立がある。」「児童生徒がバラバラで勝手な行動をしている。」という場合は、逆にいじめのリスクが高まっているので、「教職員の行動が適切であったか。」という観点からの反省が必要となります。

また、集団内の力関係のアンバランスという観点では、学級や部活動内における人間関係の序列化や仲間意識に起因する排他性に注意が必要です。これらの観点からもいじめが発生することがあることにも留意しなくてはなりません。

- ◆ 教職員主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはなりません。教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てることが大切です。
- ◆ 教職員主導で進める絆づくりは、単なる「やらせ」になってしまっていることがあります。

4 「わかる授業」を通して

学業不振やその心配のある児童生徒は、主体的に学校生活を送ろうとする意欲を失いがちになり、そのことが問題行動を生む要因の一つとなっています。いじめ加害の背景についても、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、児童生徒一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくことが大切です。そこで各教科においては、生徒指導の機能を重視した取組を基盤とするとともに、言語活動やグループ学習等の各種授業形態による活動を通して、他と適切に関わる能力を高め、共に高め合う人間関係が醸成されるよう工夫を重ね、指導に当たることが大切です。

【生徒指導の3つの機能と「わかる授業」の関係】

生徒指導の3つの機能

- ①自己決定の場を与える
自分で決めて実行すること。発達の可能性に自分で気づき、自らの努力によって伸長すること。
- ②自己存在感を与える
かけがえのない存在であるという自覚を高めること。
- ③共感的人間関係を育成する
互いに尊重し合い、共感的に理解し合う人間関係を築くこと。



生徒指導の機能を重視した「わかる授業」

- ①自己決定の場を与えるために
自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、表現する授業。
- ②自己存在感を与えるために
学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業。
- ③共感的人間関係を育成するために
児童生徒及び児童生徒と教職員がお互いに認め合い、学び合うことができる授業。

「生徒指導の機能を活かした『わかる授業』を行うためのチェックシート」がp 114にあります。参考にしてください。

